

家庭的保育事業等の設備運営基準(案)

総則		
項目	従う	参酌
1 最低基準と家庭的保育事業所等	○	
2 家庭的保育事業者等の一般原則	○	
3 保育所等との連携	○	
4 家庭的保育事業者等と非常災害		○
5 家庭的保育事業所等における職員の一般的要件		○
6 家庭的保育事業所等の職員の知識及び技能の向上等		○
7 他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準(保育室等及び保育に直接従事する職員の共用)	○	
8 他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準(それ以外)		○
9 利用者を平等に取扱う原則	○	
10 虐待等の禁止	○	
11 懲戒に係る権限の濫用禁止	○	
12 衛生管理等		○
13 食事	○	
14 食事の提供の特例	○	
15 利用者及び職員の健康診断		○
16 家庭的保育事業所等内部の規程		○
17 家庭的保育事業所等に備える帳簿		○
18 秘密保持等	○	
19 苦情への対応		○
家庭的保育事業		
項目	従う	参酌
20 設備の基準(調理設備)	○	
21 設備の基準(その他)		○
22 職員	○	
23 保育時間		○
24 保育の内容	○	
25 保護者との連絡		○
小規模保育事業		
項目	従う	参酌
26 小規模保育事業の区分	○	
27 小規模保育事業所A型		
28 設備の基準(調理設備)	○	
29 設備の基準(その他)		○
30 職員	○	

31	小規模保育事業所B型		
32	職員	○	
33	小規模保育事業所C型		
34	設備の基準(調理設備)	○	
35	設備の基準(その他)		○
36	職員	○	
居宅訪問型保育事業			
	項目	従う	参酌
37	居宅訪問型保育事業	○	
38	設備及び備品		○
39	職員	○	
40	居宅訪問型保育連携施設	○	
事業所内保育事業			
	項目	従う	参酌
41	利用定員		○
42	設備の基準(調理設備)	○	
43	設備の基準(その他)		○
44	職員	○	
45	連携施設に関する特例	○	
46	職員	○	